

## 平成25年草加市議会9月定例会追加提出議案

### 議案

#### 第82号議案 訴訟上の和解について

##### 1 事件の概要

原告は、原告の所有地の隣接地であり、原告が昭和42年頃から占有している土地について、草加市と取り交わした確約書に基づき、草加市に対し、当該土地の払下げを求めています。

草加市は、当該土地の払下げは道路整備工事の完了後に効力が発生するという認識の下、確約書を取り交わしていることから、道路整備工事が未完了であったため、払下げに応じておりませんでした。

原告は、これを不服として土地引渡し、所有権移転登記手続等を求める訴えを、さいたま地方裁判所越谷支部へ提起しました。

第1審のさいたま地方裁判所越谷支部は、原告が800万円を支払うのと引換えに、草加市は土地を引き渡せ、との判決を言い渡しました。

これに対し、第1審被告草加市は、この判決の控訴人敗訴部分の取消し等を求め、原告を相手に東京高等裁判所に控訴を提起しました。

その後、第2審の東京高等裁判所において訴訟を進める中で、草加市から和解の提案を行い、その提案に基づき平成25年9月3日同裁判所において当事者間の合意が形成されたものです。

##### 2 和解の要旨

- (1) 控訴人（草加市）と被控訴人は、確約書に基づき、控訴人が本件土地を代金800万円で売り渡し、被控訴人はこれを買受けるものであることを確認する。
- (2) 控訴人は、前号に基づき、本件土地を売り渡す（以下「本件売渡」という。）ために必要な道路法その他の関係法令による道水路の用途廃止の手続を行う。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、第1号の代金800万円を、控訴人が前号の手続後に発行する納入通知書により納付する方法で支払う。控訴人は、被控訴人に対し、被控訴人が同代金を支払った後、本件土地を現況の状態のままで引き渡し、控訴人から被控訴人への所有権移転登記手続をする。

- (4) 本件土地の所有権は、被控訴人が本件土地の代金を全額支払った時をもって、控訴人から被控訴人に移転するものとする。
- (5) 控訴人は、本件売渡に必要な表示登記及び保存登記に関する測量費用及び登記費用を負担する。
- (6) 被控訴人は、控訴人に対し、本件売渡に必要な測量のため控訴人が行う現地立会い及び境界の確定作業に協力する。
- (7) 被控訴人は、本件土地の所有権移転登記手続を控訴人に囑託する。なお、所有権移転登記手続に要する登録免許税及び住所証明書の入手費用は、被控訴人の負担とする。
- (8) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (9) 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (10) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ各自の負担とする。

**第83号議案** 市道路線の廃止について

**第84号議案** 市道路線の認定について

上記の和解が成立したため、1路線を廃止及び認定するものです。